

高松市社会福祉施設等整備募集要項（共通事項）

1 提出資料について

（１） 提出資料

提出資料	備 考
① 提出書類目録	提出書類を一覧にしたもの。
② 整備計画書（別添１）	該当なし項目は斜線を引くこと。
③地図（不動産登記法第１４条第１項）又は地図に準ずる図面（公図）（Ａ３判とした写し）	１筆ごとに地目、面積、所有者を明記すること。複数枚にわたるときは、切り貼りして１枚とすること。
④不動産登記簿（全部事項証明書）（Ａ４判とした写し）	提出日前３か月以内に発行されたものであること。
⑤位置図（Ａ４判）	最寄の駅・バス停、医療機関、公共施設（学校、コミュニティセンター等）、主要道路を含むこと。駐車場の確保において、計画地から半径１００ｍ以内に賃借する場合は、名称等を記載すること。
⑥配置図（Ａ３判又はＡ４判）	
⑦各階平面図（Ａ３判又はＡ４判）	設備基準に基づき、機能訓練作業室や居室、食堂及び浴室、トイレ等の面積、廊下幅を記載したものであること。
⑧立面図（Ａ３判又はＡ４判）	
⑨施設（事業所）開所及び社会福祉法人設立に至るまでのスケジュール（Ａ４判）	<u>土地・建物に係る諸規制一覧（別添２）</u> を活用し、規制に係る許可等に要する期間を漏れなく見積もること。
⑩土地・建物に係る諸規制一覧（別添２）	
⑪法人役員自らが整備計画及び運営方針について地元住民の理解を得るために行った説明等の経過並びに状況が分かる資料（Ａ４判）	地元住民に対する説明は、建設会社、コンサルタント会社等が単独で行うことは避けること。 地元住民には、整備計画地の隣接地の地権者を含むものであること。
⑫整備計画地の付近において、少数の反対者が存在する場合の整備計画者としての対応方針を明らかにする資料（Ａ４判）	
⑬職員の採用計画（Ａ４判）	
⑭理事及び施設長（管理者）予定者※の履歴書（Ａ４判）※放課後児童健全育成事業にあっては主たる職員	既設法人・新設法人等ともに提出すること。 最新の情報が記載されている履歴書を提出すること。
⑮整備計画及び運営方針に関して理事会において審議した際の議事録（Ａ４判）	新設の社会福祉法人については、設立準備会において審議した際の議事録を提出すること。
⑯誓約書（別添３）	
⑰確約書（別添４） （複合施設等の施設整備に関するもの）	<u>一法人が複数の社会福祉施設等の整備計画を予定している場合のみ提出すること。</u>
⑱各整備事業別の募集概要等の資料（Ａ３判又はＡ４判）	各事業所管課が作成している「募集要項」及び「提出書類一覧表」を確認し、提出すること。

※上記以外の資料の提出は認めないこととする。

(2) 提出先及び提出期限

整備計画の別	提出先	提出期限
障害者福祉施設等 (日中活動系事業所等)	本庁 2 階 障がい福祉課 (TEL839-2333)	令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 5 時
児童福祉施設 (放課後児童健全育成事業)	本庁 6 階 子育て支援課 (TEL839-2354)	
児童福祉施設 (認定こども園又は保育所)	本庁 6 階 こども保育教育課 (TEL839-2358)	

※受付期間終了後において、本市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正を求めることがある。なお、この場合において、本市が提示する期限を過ぎての受付は応じないので留意すること。

2 施設（事業所）の創設等を不可とする地区等について

(1) 施設（事業所）の創設・改築（移転）等を不可とする地区の制定

既存施設（事業所）について国が移転整備を優先採択する旨を明示している下表の地区における施設（事業所）の創設等は認めない。

令和 7 年度高松市社会福祉施設等整備事業については下表の地区等を「地すべり防止危険箇所等危険区域」とし、採点することとする。

	地区等	根拠	関係課
1	砂防三法指定区域 (地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地)	・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・砂防法	県 高松土木事務所 市 河港課
2	土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県 河川砂防課
3	山地災害危険地区 (地すべり危険地区、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区)	・山地災害危険地区の再点検について (H18.7.3 林野庁長官通知)	県 森林・林業政策課
4	災害危険区域	・建築基準法	県 建築指導課 市 建築指導課

(2) 施設（事業所）の創設・改築（移転）等を不可とする地区に準じる地区について

(1) で示した施設（事業所）の創設・改築（移転）等を不可とする地区に準ずる、危険性の高い立地とならないよう、立地の安全性に配慮されたいものであること。

(3) 施設（事業所）の創設・改築（移転）等に対策を必要とする地区の制定

洪水・津波・高潮浸水想定区域（関係課：県市危機管理課等）において、施設（事業所）の創設・改築（移転）等をする場合は、何らかの対策を講じるなど安全の確保を図ること。

※ 上記の地区については、香川防災 Web ポータル等で確認すること。

香川防災 Web ポータルホームページアドレス：<https://www.bousai-kagawa.jp/>

3 同意を必要とする地元住民等の対象及び範囲について

同意を必要とする地元住民等の対象及び範囲については、下表のとおりとする。

なお、隣接地権者の範囲について疑義がある場合は、応募期限前に電話連絡のうえ、地図等を用いて市に確認を行うこと。

また、同意が得られない場合には、引き続き理解を求める旨の誓約書を提出すること。

対 象	範 囲
(1) 整備計画地地権者	全員
(2) 整備計画地隣接地権者	全員（地図又は公図上の隣接地権者等） ※隣接地：原則、道路等を隔てた反対側に位置する場合も含む。 ※隣接地権者：農地転用隣接同意者、日照権関係者等を含む。
(3) 自治会	整備計画地を区域に有する地元単位自治会
(4) 水利組合	合併浄化槽からの排水が直接流れ込む水路を所有又は管理する水利組合
(5) 土地改良区	整備計画地を区域に有する土地改良区

※上記以外の隣接地の居住者、周辺住民に対しても十分な説明を行うこと。

4 整備計画において確認すべき事項（計画者用）について

整備計画において確認すべき事項（計画者用）（別添５）のとおり

なお、別添５の※印の要件に満たない整備計画書は審査の対象外となるので留意すること。

5 整備計画評価項目について

令和７年度版整備計画評価項目（別添６）のとおり

なお、別添６別紙に記載の「総合評価点から減点するものについて」に該当する場合は、採点において、合計得点から総合評価点の１～２割を減点する。

6 選定の進め方について

補助協議対象等整備計画の内定については、有識者等で構成する高松市社会福祉施設整備等審査会（以下審査会という）において、審査要領に基づき、書類審査及びヒアリングにより総合的に評価し、評価点（比較する法人等に係る評価基準の満点が異なる場合にあっては、合計得点を満点で除して得た数に１００を乗じて得た点数）の高い順に優先順位を決定する。

なお、改築・大規模修繕に関しては、数値化された評価項目で審査が可能であることから、書類審査のみを実施する。ただし、採択数を上回る応募があり、かつ、書類審査で同順位の状況が発生した際には、ヒアリングを実施する。

評価点が同点の場合は、評価項目ごとに定める満点の評価を得た項目数の多い順に、さらに同様の結果となる場合は、順次、第２位以下の評価を得た項目数の多い順に優先順位を決定するが、耐震化に伴う改築・大規模修繕においては、構造耐震指標（Ｉｓ値）の低い順に優先順位を決定する。

7 ヒアリングについて

上記審査会において、応募事業者の代表者等から、基本理念などについて説明を行う。

なお、ヒアリングについては、代表者（理事長、代表取締役など）及び施設長（管理者）又は、放課後児童健全育成事業にあつては主たる職員（全て予定を含む。）の出席（3人以内）を原則必須とする（これらの方以外の出席は認めない）。また、日時・場所等は、募集締切後に別途通知する。通知したヒアリング開始時刻に遅刻をした場合は、ヒアリングを行わない。したがって、ヒアリングの配点も得られないため、注意すること。

8 今後のスケジュールについて

時 期	内 容
令和7年9月19日（金）	整備計画募集締切り
令和7年11月上旬～11月中旬	高松市社会福祉施設整備等審査会（ヒアリング）
令和7年内	補助協議等対象整備計画を内定、通知

9 その他

（1）国庫補助の対象施設等について

令和7年度高松市社会福祉施設整備等審査会で当該整備が採択された後において、国庫補助の対象施設等については、国庫補助認証等が得られた場合に限り、補助対象経費に対し助成するものである。なお、補助認証が得られない場合においては、補助対象外経費の用地取得費等のほか補助対象経費についても、本市では何らの対応を行わないので、その旨、あらかじめ留意すること。

（2）固定資産税について

固定資産税賦課期日（1月1日）において社会福祉施設等（事業所）が完成していない場合（更地、施設を建築中など）には、土地所有者に対し固定資産税が課税されるため、十分留意すること。固定資産税に関する具体的な内容については、事前に、本市 資産税課（087-839-2244）に問い合わせること。

（3）正当な事由のない辞退等について

高松市社会福祉施設整備等審査会で採択された整備計画を辞退した応募事業者は、採択された年度の翌年度以降2年間、全ての社会福祉施設整備等の募集に応募できないこととする。ただし、次の1又は2に該当する場合を除く。

- 1 その辞退事由が真に正当なものであると本審査会が判断した場合
 - 2 各整備事業別の募集概要等に「真に正当なものであると認められる辞退事由」が示されている整備事業において当該事由に該当する場合
- また、軽微なものを除き、計画変更は認めない。

（4）整備計画のフォローアップについて

整備計画書に記載のあった取組については、実際の事業運営において実行されているか、施設の稼働後に、本市担当課により実地でのヒアリング等を行う。

整備計画の記載に関しては、実行可能なものを記載すること。